

情報 A の編集に当たって

これまで情報 A の編集方針（カバー範囲）につきましては、特に明記しておりませんでした。2018 年に実施しましたアンケートで範囲について知りたいというご意見がありましたので、記載させていただきます。

JETOC の定款の目的に「この法人は、化学物質の安全性に関する調査、試験研究の実施の推進、化学物質の法規制に関する調査、これらに関する情報の提供等に関する事業等を行い、化学物質の安全な取扱いと適切な管理、職場における労働者の安全衛生の確保、関連産業の健全な発展及び国民の保健衛生の向上等に寄与することを目的とする。」とあり、情報 A では特に日本を含む各国の化学物質の法規制に関する調査の結果を会員の皆様にお知らせすることを主題としております。ただし、化学物質の法規制と一口に言っても、国によっても違いますが実際には、化学物質の製造、輸出入、運搬、貯蔵、使用、廃棄等と色々な場面で係わりがあり、それぞれに法規が当然に関与いたします。情報 A ではこの中で、いわゆる入口規制と言われる産業用化学品の製造、輸出入に係わる登録、管理等の一般規則的な法規制及び分類、表示、SDS についての根拠となる法規制を主に扱っております。なお、それぞれ実務的な細則や標準のようなものは対象外としております。また、対象国としては、会員の皆様からの会費を有効活用するというので、日本はもちろんですが、日本からの化学品輸出額が多い国を主な対象国としております。ただし、国レベルの法規までで、地方レベルの法規は対象外としており、EU に関しては、EU 法規は対象としていますが、各国（例えばドイツ、フランス等）法規は対象外としております。

上記を考慮し、現在の主なカバー範囲（国、法規）は以下となっております。

- ・ **日本**：化審法、安衛法（化学物質登録、SDS 関係のみ）、化管法、毒劇法、規制物質に限定した情報（外為法、麻向法、海洋汚染防止法、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、土壌汚染対策法、化学兵器禁止法、国際条約等）
- ・ **米国**：有害物質規制法（TSCA）、緊急計画及び地域社会知る権利法（EPCRA）、ハザードコミュニケーションスタンダード（HCS）、カリフォルニア州プロポジション 65（Prop.65）
- ・ **カナダ**：1999 年カナダ環境保護法（CEPA1999）、作業場危険有害性物質情報システム（WHMIS）関連規則、危険有害性製品規則（HPR）
- ・ **欧州**：REACH 規則、CLP 規則、バイオサイド規則、製品関連法規（RoHS 指令、WEEE 指令等）
- ・ **スイス**：化学品管理法（ChemG）、PIC 政令
- ・ **トルコ**：KKDIK 規則
- ・ **オーストラリア**：1989 年工業化学品（届出・審査）法
- ・ **ニュージーランド**：1996 年有害物質法及び新生物法
- ・ **中国**：新化学物質環境管理弁法、中華人民共和国安全生産法（危険化学品安全管理条例等）、中華人民共和国対外貿易法（中華人民共和国貨物輸出入管理条例等）、中華人民共和国輸出入商品検閲法、中華人民共和国職業病防治法
- ・ **台湾**：毒性化学物質管理法（新化学物質及び既有化学物質資料登録弁法等）、職業安全衛生法（新化学物質登記管理弁法等）
- ・ **韓国**：化評法、化学物質管理法、危険物安全管理法、産業安全保健法、化学製品安全法
- ・ **タイ**：有害物質管理法
- ・ **ベトナム**：化学品法

- ・ **インドネシア**：工業化学品法
- ・ **マレーシア**：1997年労働安全衛生（分類・包装・表示）規則
- ・ **フィリピン**：共和国法律 6969（化学物質管理法）
- ・ **シンガポール**：環境保護管理法、職場安全保健法
- ・ **ミャンマー**：化学品及び関連物質危害防止法
- ・ **インド**：1986年環境（保護）法（1989年有害性化学品製造、貯蔵及び輸入規則）

ブラジルやメキシコなどのように、日本からの輸出は多いのですが、産業用化学品に対する一般的な管理法規が未制定のために対象外としている国もあります。これらについては、特にブラジルでは、法規制定の動きがあり、制定されれば対象とする予定です。それとは対照に、ラオスやユーラシア経済連合（ロシア等）では、産業用化学品に関する法規は制定されていますが、日本からの直接輸出額が少ないため対象とするの見送っています。

情報 A で掲載している記事は、基本的に裏付け情報（官報、当局発表情報等）のあるもののみとしています。必ずしも裏付け情報があるとは言えない、当局、様々な関係先から聴取した情報や国内外でのセミナーで得た情報は、必要な場合は「こらむ」で掲載することとしていますので、その点御承ください。なお、会員の皆様からの情報も「こらむ」で掲載させていただきますので、皆様からの投稿をお待ち致しております。

以上のような方針で、編集（調査）を行い、掲載情報はその時点での最新情報（出版作業上の遅れはご容赦ください）としております。そのため、特定の国の法規に注目した場合には把握しづらいこととなってしまうますが、その場合は、特別資料として主に国別にまとめて発行している資料をご利用いただければと思います。今後も、情報 A が皆様のお役に立てるように努力をして参る所存ですので、ご意見、ご要望がございましたら連絡を頂けると幸いです。引き続きご愛読頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。

一般社団法人 日本化学物質安全・情報センター
企画部

情報 B の編集に当たって

— 2020 年編集方針 —

明けましておめでとうございます。情報 B をご愛読頂き誠に有り難うございます。本年最初の発行に当たり、2020 年の編集方針について触れさせていただきます。

情報 B では、規制につながる可能性のある化学物質の安全性動向に関する情報を会員の皆様に提供するという基本方針に基づき、従来より「ナノ材料・ナノ物質」、「ビスフェノール化合物」、「内分泌かく乱物質」、「フッ素化合物」、「フタラート」、「シリコン系化合物」、「難燃剤」といった分野の化学物質を切り口として、関連する安全性・毒性・規制案等の情報、及びこれらの評価法としての代替試験法の動向を記事として取り上げてきました。本年も注目している物質のウォッチを継続していきます。

また、特定の化学物質に限らず、化学物質管理の動向を時間軸で俯瞰し、起こりつつある大きな流れを把握する観点でウォッチしています。先月号のこらむに書きましたように、2019 年には化学物質の規制に重大な影響を及ぼすと考えられる 3 つの動きがありました。①欧州 REACH 規則における vPvM を判断基準とした化学物質（HFPO-DA 類）の SVHC 候補リストへの収載、②二酸化チタンの CLP 規則における発がん性に基づくラベル表示の義務化の流れ、③欧州における使い捨てプラスチックを規制する法規の成立です。

これらの動きは、今後の化学物質の規制に波及する可能性があると考えています。引き続き上記の動きのその他の化学物質の規制に対する影響について追いかけていきます。

特に③に関連するプラスチックの分野は、海ごみ、マイクロプラスチックの発生や汚染問題、プラスチック循環経済、使い捨てプラスチック規制等、それぞれ課題が互いに深く関連している状況です。また「プラスチック循環経済」に関しては、プラスチックに含まれる化学物質への対応策抜きでは語ることは出来ず、この観点も含め情報を発信していきたいと考えています。

また、新たな動きがあった場合には、一時的にスコープを広げ、状況を把握したいと思います。

上述の基本方針の下、具体的には以下の項目に焦点を当て、その動向を追っていく予定です。

- ・ プラスチック自体への規制、マイクロプラスチックの規制、並びに、プラスチック及び化学物質リサイクルの観点での循環経済に関する情報
- ・ 上記に関連し、ポリマーに対するリスクアセスメント、及び、プラスチックの添加剤の表示に関する情報
- ・ ビスフェノール A の安全性に関する米国 CLARITY-BPA の最終的な結論とその影響
- ・ 欧州の殺生物性製品規則（BPR）及び植物保護製品規則（PPPR）において特定された内分泌かく乱物質（ED）のクライテリアの運用、及び REACH 等、他の関連法規に対する影響
- ・ 作業員の化学物質のばく露に対する、作業リスクアセスメント法に関する情報
- ・ 化学物質の低用量ばく露影響、及び複合ばく露影響

これらの情報は、主として**国内ニュース**、**海外ニュース**、**論文紹介**、**論文速報**を通して情報発信をしていき、まとまった情報については、**トピックス**や**特集記事**、**こらむ**において適切な時期にご提供させて頂く予定です。

トピック及び特集では、ECETOC から公開されているポリマーのリスクアセスメントに関する文書、ECHA から公開されている作業員ばく露のリスクアセスメントに関する文書等の翻訳を予定しています。なお、こらむに関しては、元来、化学物質の安全性に関する考え方、研究動向、論文に対する意見、学会参加報告等、テーマを絞らずに、編集スタッフの私的なコメントも加えて執筆し、掲載しているものですので、

その点御了承下さい。会員の皆様からの「こらむ」も掲載させていただきますので、皆様の投稿をお待ち致しております。

また、定例の情報提供として以下の記事を掲載していきます。

- ・ **EU バイオサイド情報**：バイオサイド規則（規則(EU) No 528/2012）に基づく、殺生物性製品に用いられる個々の活性物質についての類型及び特定条件、最低純度、承認満了日等の情報
- ・ **初期評価プロファイル**：個々の化学物質について、OECD HPV Chemicals Assessment Programme（高生産化学物質評価プログラム）の SIAP（SIDS（Screening Information Data Set）Initial Assessment Profile; SIDS 初期評価プロファイル）の日本語翻訳しての紹介
- ・ **その他の安全性情報**：化学物質に関する主要なばく露許容濃度や安全性分類（IARC（国際がん研究機関）、ACGIH（米国産業衛生専門家会議）、MAK（ドイツのばく露許容濃度）、日本産業衛生学会等）、また、発がん性評価のための情報として IARC のモノグラフ、NTP（米国国家毒性プログラム）の長期試験等に関する情報

加えて、情報 B では安全性情報の理解、調査、取扱等の助けとなることを目的に化学物質の安全性に係る基礎的事項を**基礎講座**として解説しています。現在、国内の化学物質管理法下における化学物質管理に関わる法規制とその要件について紹介しております。この連載につきましては来年 4 月を目途に完了する予定としております。次の取り組みに関しましては期中に企画いたします。ご要望等ございましたら、編集部までお寄せいただければありがたいです。

情報 B で提供させて頂いた情報の一部は、連載した記事をまとめた形や、カテゴリー別に整理した形で JETOC のホームページ（一般：化学物質安全性情報、会員：情報 B 公開情報、a, b, c 会員限定ページ）で公開しています。これら公開情報の利用により検索等が可能となり、情報 B を含む JETOC の書籍と併用頂くことで、より効率的な情報収集が可能になります。

以上のような方針で編集を行ってまいりますので、掲載情報は一般化学品規制の法規以外の情報を掲載することもある点、御留意下さい。情報 B の内容は各国規制の先取りといった観点で、安全管理や規制対応に役立つだけでなく、中長期戦略上重要な製品開発の方向性の決定、研究・開発の企画やテーマ管理にも有効かと思えます。今後も、情報 B が皆様のお役に立てるように努力していく所存ですので、ご意見、ご要望がございましたら連絡を頂けると幸いです。引き続きご愛読頂きますよう、宜しく願い申し上げます。

本年は、読者のニーズを知り、今後の編集方針に反映させることを目的に、期中にアンケート調査の実施を予定しています。ご要望、及び、編集方針に対する忌憚のないご意見をお待ちしております。

一般社団法人 日本化学物質安全・情報センター
調査部